



さなごうち

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

7
6月27日(金) ●保育所川遊び
園瀬川で川遊びを楽しく体験しました。

主な内容

- 議会だより 2~7
佐那河内村長選挙が行われました 8



IP電話番号

村役場代表 5000~5004
議会事務局 5005
教育委員会 5006
社会福祉協議会 5007

総務企画課 TEL.679-2113

住民税務課 TEL.679-2114

議会事務局 TEL.679-2152

産業環境課 TEL.679-2115

健康福祉課 TEL.679-2971

社会福祉協議会 TEL.679-2304

建設課 TEL.679-2970

保育所 TEL.679-2217

FAX.679-2125

教育委員会 TEL.679-2817 FAX.679-2173

土・日・祝日
および夜間

●TEL.679-2111

●IP.5000~5004

●FAX.679-2125

議会だより

平成26年
第2回6月定例会

平成26年第2回定例会は、6月10日開会され、平成26年度補正予算案件3件、報告案件1件の合わせて4件の審議を行い、原案どおりの可決、受理。農業委員会委員の推薦決定、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行い、6月18日閉会しました。

現在の取組状況

佐那河内村長 原 仁志

まず、先の3月定例議会以降にありました大きな事柄について報告します。

○人口、若者定住対策について

昨年度より取り組んでいます佐那河内村移住交流センターの活動ですが、「若者と描く！佐那河内ミーティング」を3月31日に開催し、村民はもとより、大阪工業大学、徳島大学の学生など70人が集まり事業報告と、移住・定住のアイデアなど意見交換を行い、若者が本村に定住しやすい環境づくりに議論を深めたところです。

また、地域活性化センターの助成事業で、本年度に若者定住の基本計画を作成することになっていますが、その検討を行う移住・交流アク

ションプラン策定委員会の第1回目を5月9日に行ってています。これから更に、検討を重ね基本計画を策定することになりました。計画策定の後、早い時期に若者定住の整備促進を図りたいと思います。

○防災・減災・消防・救急体制強化

本村の消防・救急体制の実情の説明と支援の要請を、徳島市消防局にて行っています。

本年4月から、徳島市消防局のOBを採用し、消防・救急体制強化の第1歩としていますが、これからも徳島市との連携強化を図っていきたいと考えています。現在は、防災計画の見直し、村内の事業所との災害連携協定の締結への準備を行い、災害発生時の避難所利用、食糧の提供、車両の提供などを考えています。

防災拠点施設としての、庁舎改築にかかる検討委員会からの報告があり、候補地の選定、庁舎の規模、機

能などについては、いま少し、議会議員さんと共に議論を深め、防災拠点施設の建築の前進になればと思っています。

○地域おこし協力隊・みどりの協力隊・集落支援員の取り組み

4月から、2人目の地域おこし協力隊と、2年ぶりの復活となりました、緑のふるさと協力隊の活動が始まっています。前年度着任した協力隊員は農業・観光を中心として、今年着任した隊員は、若者定住や本村の自然を活かした体験事業などが主な活動です。県外から移住しての本村での生活であり、一日も早く本村での生活に慣れ、新鮮な目線で本村を見て、本村に新しい風が吹くことを願っています。

本年度から、新しい取り組みとして始まった集落支援員制度は、既に2人が活動しており、昨日も新しく2人に委嘱したところです。今後も増員しますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

全国的に、多くの自治体で少子高齢化が進み、地域活性化の方策として、「補助金から補助人へ」と言われています。今後も、国の事業や財源を活用し、外部からの人材活用のソフト事業の取り組みをいたたく思っていますので、ご協力をよろしくお願いします。

● 補正予算 ●

歳入の主なものとして、国庫支出金では696万6千円の増で、社会保障税番号制度システム整備の補助金。寄付金では、佐那河内村応援基金の増が130万円、繰入金では財政調整基金から3,298万5千円の増。

繰越金では、平成25年度からの繰越金が2,000万円の増、諸収入としては、地域活性化センター助成金が500万円の増となっております。

歳出では、総務費の一般管理費で電算システム改修委託・県クラウド

化事業にかかるコンサルティング業務負担金で4,630万円の増。

企画費では、移住・交流アクションプラン策定委託料として162万円

[議案第31号] 平成26年度佐那河内村一般会計補正予算（第2号）について

歳入歳出それぞれ6,672万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億2,232万2千円とするもの。

の増、移住・交流アクションプランの事業補助金が500万円の増。

林業振興費では、鳥獣害防止にかかる処理施設関連工事費として、250万円の増となっています。

[議案第32号] 平成26年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

歳入歳出それぞれ、1万円を追加し、総額で1億5,751万円にするもの。処理場に設置した、飲料水自動販売機にかかる、電気使用料の追加。

[議案第33号] 平成26年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算

(第1号)について

歳入歳出それぞれ900万円を追加し、総額で4億2,740万円とするもの。この件については、国庫負担金、県負担金、支払基金負担金に償還金が生じたので補正をするもの。

● 報 告 ●

[報告第1号] 平成25年度佐那河内村一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成25年度から平成26年度へ繰越して実施する事業の繰越額と財源が確定したので、報告するもの。(12

事業、事業費2億8,679万円)

◇農業委員会委員の推薦◇

農業委員会などに関する法律第12条1項2号に基づく推薦を行い、2人の委員の推薦を決定した。

◇佐那河内村選挙管理委員会委員・同補充員の選挙◇

任期満了のため、佐那河内村選挙管理委員会委員4人及び同補充員4人の選挙を行い決定した。

一般質問

大岩和久議員

- ・平成25年度までの重点的な取り組みについて
- ・平成26年度 施政方針について

質 村政の方向として、4項目の柱①若者の定住促進・子育て支援と人口対策、②高齢者が安心して暮らせる環境整備、③農業を基幹とした産業振興、④環境にやさしい村土の創造を挙げ、今まで取り組んできたと思われるが、各事項について、成果や効果、反省点あるいは問題点はあるか。

答 ①昨年度から移住交流支援センターの体制を強化しており、田舎へ移住することに興味のある人に呼びかけ、夏から秋にかけての体験塾の開催などを実施している。また、国などの助成事業を活用した移住交流のイベント、移住交流促進のための地域おこし協力隊員の公募などを行ってきた。

定住促進活性化事業として、村内の空き家を借り、現在1人が、移住

体験をしている。今後は、若い人、学生の滞在できる施設として推進したい。

また、地域連携実践拠点形成モデル実証事業を昨年に取り組み、大阪工業大学、徳島大学との連携協定を結び、大学の先生・生徒が古民家再生を軸に、井開・朝宮常会を中心に交流事業を展開した。今年度も継続することになっている。

なお、本年度から地域活性化センターの助成により、移住交流アクションプラン（本村の将来を見据えた住宅施策）の策定に手掛けたところ。

乳幼児医療の充実では、医療費助成を高校を卒業するまで拡充し、病児・病後児保育では、徳島市を含め近隣の自治体と共同で取り組んでいる。

②高齢者が安心して暮らせるように外出支援としてタクシー券の配布をし、現在に至っている。本年度は、利用枚数を多くしている。

また、救急医療などに対応できるよう、救急医療情報キットの配布も行った。

さらには、生きがいの増進ということで、老人会と保育所児童との交流や、ふれあい昼食会なども行った。

③農業を基幹とした産業振興は、平成22年度より、村の基幹作物である、すだちの消費宣伝活動を、生産者、農協合同で、関東の量販店を中心に販売促進活動を行ってきた。平成23年度には、がんばる市町村応援事業により、村の農産物を利用した調理加工品の研究開発を行なったが、この件については商品開発の委託先との契約解除により、事業中止となった。平成24年度には、新規就農者総合支援事業により青年の就農意欲の喚起と、青年就農者の大幅な増大を図るために青年就農給付金制度を取り入れ、7人の青年に就農支援を行い、現在、11人が営農に従事している。

さらに、地域おこし協力隊として地域外の人材を誘致し、定住・定着を図り、地域力の維持・強化を図る目的で活動している。

鳥獣被害防止対策関係では、有害鳥獣処理機を導入し、捕獲班員の労

力の軽減を図っている。

林業関係は、平成23年度には、とくしま豊かな森事業により、本村の水道水源地周辺の森林の公有化を図るため、不動産鑑定・森林調査も行ない、平成24年度には、公有林化取得支援事業により、上地区の水源である奥川股地区で25.65haの山林を、平成25年度には、嵯峨・下地区水道の水源地周辺の南林地区で、8.9haの山林を公有林化した。

また、山林所有者の高齢化や離村により、土地境界の精通者が減少しているので、山林管理ができなくなる前に、その境界を明確にするため、大川原地区210haで林地明確化事業に取り組む。

④環境関係では、自然エネルギー事業、小水力等農業水利施設利用活用資源事業に取り組み、予備調査と概略設計を行っている。

小水力発電は、府能地区で測量業務と基本設計を行い、四国電力と系統連携協議を行っている。

集落排水事業では、地元管理であった各施設の管理業務を、村が一括管理するように改善した。施設は、機能強化事業で、寺谷地区と高樋地区の統合、嵯峨地区のポンプの更新による機能回復を行ってきたが、今後も維持管理費の軽減に取り組む。

環境にやさしい村ということについては、昨年3月議会において、環境条例を制定した。これは、大川原にある風力発電の事業に係る使用料などの収入を財源として基金を積み上げ、民有林の公有林化事業に活用し、村民に安心でおいしい水を提供する。あるいは、本村の山を健全に保ち、自然豊かな村に保つもの。

その他になるが、工事検査の体制整備のための工事検査員の増強、消防救急体制の強化のための徳島市消

防局OBの採用、税金の徴収では、徳島県税務職員の短期派遣受け入れなど、本村の体制の整備を行っている。

村づくり住民会議も、将来の村を見据えた活動をされ、成果があったと思う。

総務企画課では、消防団体制の整備、出前講座の創設、すだちの消費宣伝活動と併せての本村出身者で関東地方で居住されている人との連携・交流を深めることを始めている。また、子どもと地域（いきいき塾・園瀬川漁協など）との交流による、川遊び体験など行った。

教育委員会関係では、小中学校にエアコンを設置、収納庫の整備などの教育環境の整備、また、村民体育館の施設整備、調理員体制の強化などを取り組んだ。

青少年の健全育成の一環でもある、徳島駅伝の取り組みでは、指導・支援体制を強化した。

以上、4年間の取り組みの報告とする。

質 村長も、これまで様々な事業を展開してきたが、村民あるいは職員と意見交換をし、事業推進の一助にされたとは思うが、村民との関わり、職員との意思疎通について答弁をお願いしたい。

答 村民の理解を得なければ事業は進まない。例えば、若者定住の事業であれば、井開、朝宮、北山西・東常会との連携を通じて、事業が進行している。また、産業振興では、生産者・農協・行政が一体となった消費宣伝活動が挙げられる。さらには、村民の皆さんにお手伝いいただいた、佐那河内村に隠れている自然エネルギー発見の取り組みは、村民の皆さまのご理解・ご提案をいただいて事業実施にこぎつけたのではな

いかと思っている。

今後、更に村民との関わりを深めなければならないと思っている。

職員との意思疎通に関しては、課長会を2週間に1回と減らしたが、そのかわり、2週間に1度、各関係課の職員と意見交換を行い、事業計画、事業着手の参考にしている。

質 住民との意思疎通、職員との意見の交換を十分に図り、事業に取り組まれたい。

1期目当初、佐那河内村が真に住民の意思に基づいた自治の実践を基本姿勢とし、情報の共有と住民参加の行政に取り組みたいと話されていたが、今も変わりないか。

施政方針より、本村の振興発展、村民の穏やかな生活と村づくりに村民が関わるために、主要6点。①防災・減災対策、②若者定住促進、③村民の健康増進、④農業振興、⑤子育て・教育、⑥生活基盤整備の促進について、更に具体的に内容をお聞かせ願いたい。

答 佐那河内村の元気は、村民一人ひとりの元気が源である。1人でも多くの村民が行政・村づくりに関わってくれる住民自治を進めなければならない。そのため、村民が参加できる体制整備を構築しなければならない。

①防災拠点施設の関連から、庁舎の建築は、計画策定について村議会、村民の参画により検討をする。防災計画は、現在見直しをしているが、ハード・ソフトの体制整備が必要。また、防災組織の強化や、消防備品の整備を行っていかなければならない。

②人口問題は、移住交流支援センターをさらに強化し、空き家の活用、村営住宅の建設など、住宅施策を展開し、若者定住を促進しなけれ

ばならないと思っている。

③健康増進は、本年度から保健師を1人増員した。積極的に地域に出向き、高齢者世帯を中心に、見守り・健康管理などを今まで以上にていきたい。介護保険事業については、平成27年度に制度改正が予定され、地域包括ケアシステムの構築について、社会福祉協議会、地域包括支援センターの連携による介護予防事業の強化、地域の支え合いの仕組み、住民団体、NPO法人などによる支え合いの支援を考えていかなければならぬ。救急については、徳島市消防局OBを4月より配置し、救急事態が発生した時に、委託業者と連携し、現地での救急対応を行っている。高齢者の外出支援に関しては、本村に見合った外出支援策を検討していかなければならない。

④農業振興は、本村の基幹産業である農業を守り、強い農業づくりの補助制度を活用し、生産団体の活動強化、活性化を図り、新規就農者の育成支援を行いながら、本村に見合った農業生産法人、集落営農組織の検討、育成支援を行いたい。

有害鳥獣被害防止事業は、近隣自治体と連携を強化し、効果を上げ、農業振興を図りたい。

⑤子育て支援について、保育所、小・中学校、学童保育の連携を深めるよう、教育委員会と保育所との連携を深めなければならない。自然体験事業の実施や、交流促進などを行い、本村を愛し、本村を誇りに思える子どもたちの成長支援を行いたい。

⑥生活基盤整備については、国道438号一ノ瀬工区の工事促進、旧中学校下の歩道整備、主要地方道小松島佐那河内線の高樋峠から東へのバイパス工事、大久保峠付近の改良工

事、県道勝浦佐那河内線尾尻地区での改良工事など、積極的に取り組んでいきたい。

加えて、中辺地区の砂防ダム建設の早期着工を進め、村道の維持補修はもちろん、必要な箇所の改良を進めていきたい。

瀧 倉 俊 晴 議員

・広域行政について

・集落道の総点検について

質 広域行政について、徳島市・小松島市・佐那河内村で設置した新拠点都市創造検討会議の報告書が本年出されたが、新聞報道によると村長は「行政が住民から遠くなる合併は、基本的にしない方が良い、広域連携に興味がある」と答えている。このことについて、どのように検討されたのか。

また、広域連携には興味があると答えていたが、どのような事務事業なのか。

答 新拠点都市創造検討会議は、徳島市が中心となり、小松島市、本村の職員が、それぞれ行政実態の調査を行い、昨年12月に中間報告、本年2月に結果がまとまったということで新聞報道されたもの。村民を交えた協議の場を設けておらず、徳島市・小松島市の考え方、平成の合併の全国的な評価や、徳島市近隣の自治体の考え方を考慮しての方向性となった。このことについては、庁内で協議をし、議会に報告をした。

広域化については、消防・救急業務、現在衛生組合を構成している屎尿処理、徳島市が声かけしているゴミ処理関係、徳島東部定住自立圏事業で取り組んでいる観光事業、神山町と取り組んでいる鳥獣害対策など。また、国において、県が進めるべきと言われている国民健康保険事

業、介護保険事業、現在は広域連合になっている後期高齢者医療保険事業、あるいは、税金の滞納整理を行う滞納整理機構など。

農業分野は農業協同組合が徳島市農協としてあり、教育分野では徳島市名東郡PTA連合会として活動している。

それらのことが、広域連携と考えられる。

質 徳島市から話があるゴミ処理関係とは、どういう事なのか、今現在、話があるのか。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正で、「教育委員会の共同設置などの連携、教育行政の整備・充実に努めるものとする」となっている、その中で、「スポーツ・文化に関することは、村長部局ができる。市町村教育委員会に指導主事、その他の職員を置く」とあるが、今の状況を考えると、教育委員会の連携も考えるべきではないか。

答 平成24年に、東部地域7市町村による、一般廃棄物処理施設整備の推進に関する協定を締結している。現在、徳島市が施設整備の検討を行っているが、その後、詳しい方向性は出ていない。

教育連携は、PTAについては、徳島市との連携もあるが、教育行政の広域化については興味をもっている。

答 （教育長）教育の面では、徳島市との連携は、教職員の連携として各種研究大会、子どもたちは、音楽会、体育記録会他発表会など行っている。村独自での取り組み事が難しいことも多く、徳島市の動きと連携しながら、村の実態に合わせた独自性を加える事が大切。今年の授業の中では、園瀬川流域のつながりという事で、八万の小学校との交流

する活動も加えている。今後も、更に進めていきたいと思っている。

なお、指導主事は、本村にはいない。

質 教育行政の体制整備は、県教委も指導する義務があると思われる。県教委に協議してみてはどうか。

答 教育連携は、教育委員会で検討していただき、場合によっては県との協議も必要かと思っている。

質 村道は危険な箇所がまだ多くある。なかでも集落道は、救急対応や、住民の日常生活の中で欠かせない道路であり、最優先に総点検し、早急な対応をすべきであると思われる。

答 本年度、村道の路面点検を予定している。公共事業費の縮小で少なくなった関係予算であるが、村民が安全に通行できるよう、認識を新たにしたいと思う。

仁羽悟郎議員

- ・農振センター調理室、加工室について
- ・学校給食について

質 農振センターの使用料は、条例では、「使用料を使用許可の手続き時に、その場で納付、また、納付された使用料は還付しない」となっているが、利用者は不満を抱いている。

加工室で農産物の加工を直売所に出している人は、村のピーアールに協力もしてくれている。もう少し柔軟に対応して欲しい。使用許可の時間より短く終わった場合は、実際に利用した時間で精算できるとか、実情に合ったように、見直しできないのか。

また、加工室の改修を昨年から何度も要望している。壁が落ちて非常

に汚い状態であるので、改修は、いつできるのか。

答 使用料に関しては、条例に添つて徴収しているが、検討したいと思う。

加工室の改修は、利用頻度の少ない7月～8月に施工する。

質 学校給食は、村内の野菜生産者が、地産地消として、給食センターに食材を納入している。現在8戸の農家が給食の要望に答えるべく、努力されているが、皆さん高齢になられた事もあり、かなり苦労されているようである。

出荷体制をきちんとし、出荷される人が少しでも楽になるよう改善していただきたい。

答 (教育長) 学校給食において、新鮮でおいしい食材を提供することは大切であり、出荷体制の整備は必要である。リーダーからもお話があり、現在、世話を探しているところのこと。

質 生産者の人は、後継者を作りたいと言っている。新規就農者の育成という面も考えられ、教育委員会が検討をするのもいいのだが、産業環境課も指導していただければと思うが。

答 (産業環境課長) 学校給食の食材の提供は、食の安全面では農薬の散布基準の問題もある。新規就農者は、5年後に農業生産者として自立していくという目標で、指導しているので、現段階では、学校給食用の食材の栽培は考えていない。

岡本隆次議員

- ・生ゴミの問題について

質 生ゴミの問題は、その放置により鳥獣害を誘因し広範囲にわたり被害が出ている。また、処理する畠のない住民が処理に困っている実

情から、村民各自の努力だけでは対応できない状況と思われる所以大型処理機の導入を考えてはどうか。

答 生ゴミの処理に関しては、生ゴミ処理容器の購入に対する補助を行っており、処理済みのゴミは、それぞれの畠に適正な処理をしていただいていると考えている。

大型処理機の導入は、現在のところ考えていないが、鳥獣の餌場となるよう、住民意識の向上に努め、啓発を行いたい。

畠のない人に対しては、生ゴミ処理機の購入補助で対応したいと思っているが、定住促進を図る上で大きな課題である。今後の検討課題としたい。

松長英視議員

- ・村長の政治姿勢について

質 国政に関する質問になるが、①消費税の増税については、多くの村民が心配している。②農政改革について、担い手経営安定法、農業の多面的機能を促進する法律、の2法案が可決され、これにより、企業が農業に参入する道を広げている。本村の農業には影響大だと思われる。③集団的自衛権について、日本が際限なく海外で戦争をする国になっていく心配がある。④医療・介護の改革について、介護保険では、要介護3以上でないと特養に入れないなど、市町村に受け皿を回すような方向になると思われる。

以上の事について、村長としてどう対応するのか。

答 国の動きを見極め、本村としての対応を講じていかなければならぬと考える。

消費税の増税に関しては、本村では、集落排水事業などの使用料は増額したが、給食費、農振センター使

用料などについては、値上げしていない。農業改革は、国の動きを見極め、本村として取り組みを検討する。集団的自衛権については、日本が、平和な国であってほしいと願っております。という回答に留めさせていただく。介護保険制度改正は、要支援1、2の対象者を、訪問・通所介護を外し地域支援事業で対応する特養入所を、原則要介護度3以上にするというのが主だが、それぞれの利用者のニーズと、その利用によりどのような改善が図られるかを把握し、どのような提供体制を構築するかが、課題と思う。在宅で、生活継続できる仕組みが今後求められ

る。このことを踏まえ、第6次介護保険計画の策定には、本村に見合った体制整備を計画したい。医療改革については、健康増進を図り、介護予防に努めていくことが一番大切であると思っている。

質 利用料が払えなくて我慢している人をよく見かける。弱者に手をさしのべる行政を貢いて欲しい。4年間で目標とした施策について、2点ほど大きく後退を感じている。
①高齢者の外出支援はタクシー券の数の問題のような答弁だったが、途中で中断した過疎地有償運送が1番いい方法だと考える。
②農業の6次産業化は、問題があったとはいえ、

本村にとって必要なことではないかと思われる。

答 外出支援策は、現在行っているタクシー券の配布が全てとは思っていない。今後も協議をし考えていきたい。農業振興は、優良農地を守り、ブランド農作物については、生産確保とその奨励、また、小さな投資で稼げる菜の花などによる農業振興、そうした中で、農産物の付加価値をつけ、より多い利潤をもたらす方策として6次産業化がある。棚田を活かした古代米の生産、酒米の生産など、6次産業化を見据えた取り組みを行っているのでご理解ご協力願う。

議会行事出席報告

（ ）場所・（ ）出席者

平成26年6月

6月2日 監査委員会 13:30～〈議会事務局〉（井開・長尾）

3日 議員協議会 13:30～〈議会事務局〉（議員全員）

3日 全員協議会 15:00～〈農振センター〉（議員全員）

10日 6月定例議会開会 9:00～〈役場3F議場〉（議員全員）

13日 保育所・学校訪問 9:00～〈小中学校他〉（議員全員）

17日 本会議一般質問 9:00～〈役場3F議場〉（議員全員）

18日 本会議最終日 15:30～〈役場3F議場〉（議員全員）

23日 例月出納検査 9:00～〈議会事務局〉（井開・長尾）

24日 監査委員会 9:00～〈農振センター〉（井開・長尾）

25日 県女性議員の会 11:00～〈ホテル千秋閣〉（長尾）

26日 監査委員会 13:00～〈議会事務局〉（井開・長尾）

27日 徳島市市議会正副議長来村 15:00～〈議会事務局〉（中野・大岩）

平成26年7月6日執行 佐那河内村長選挙が行われました

7月6日（日）選挙当日の有権者数2,267人（男1,087人・女1,180人）のうち、投票者総数1,865人（男874人・女991人）、投票率82.27%と、村長選挙の投票が行われた4年前（平成22年7月4日）の83.48%から1.21%下回る結果となりました。

－村長選挙結果－

当選 原 ひとし 1,147票

はっとり やすひろ 704票

無効投票数 12票



7月7日(月)当選証書の付与式が行われました。

佐那河内村農業委員会委員が決まりました

平成26年7月6日執行の佐那河内村農業委員会委員選挙では、7月1日（告示日）における立候補者が10人であり、公職選挙法第100条の規定により、投票を行わず無投票当選となりました。

7月7日の選挙会において、10人の皆さんのが当選人として、決定されました。また、徳島市農協・徳島県農業共済組合及び村議会の推せんにより、4人の選任の委員が決定しています。



選挙による委員

佐那河内村農業委員会委員名簿（敬称略）

（任期 平成26年7月20日～平成29年7月19日）

氏名	選任別委員
谷渕 孝雄	
星山 隆啓	
東條 操	
長江 操	
山本 光雄	
山下 哲男	
松長 護	
和久 義弘	
大西 整	
森崎 茂	
仲野 寛	市農協推薦委員
柏木 和生	農業共済組合推薦委員
岡本 隆次	
河原 功	議会推薦委員

選挙による委員
(届出順)

～選挙管理委員の選任～

6月26日をもって任期満了となった選挙管理委員及び同補充委員の改選がありました。

補充員 亘 勝信・青木 正人
日下 輝彦・岡本 和幸

◆任期

平成26年6月27日から
平成30年6月26日まで



委員長
岡崎 宏之



職務代理
松本 茂紀



委員
下野 仁



委員
栗坂 健郎

(敬称略)

地域研究員紹介

村では、平成26年度から集落支援員（集落支援員、地域研究員、地域おこし支援員）制度の運用を始めました。

今回は（一財）地域活性化センターの事業として、「移住・定住に関する研究」をテーマに地域研究員を公募した結果、3人を採用することに決定しました。

7月1日から本村で活動する地域研究員のみなさんを紹介します。



高見亮大（大阪工業大学工学部建築学科）

私の研究内容としては、佐那河内村に農業を定職とする若者が移住するための村営住宅を提案しようと考へています。これからは村民の皆さまのご協力をお願いすることもあるかと思いますが、研究員として精一杯注力していくことを考へていますので、どうかよろしくお願ひいたします。

世木田 千嘉子（徳島大学総合科学部）

この度、佐那河内村に移住してきた人、また周辺に住まわれている人は「佐那河内に移住する」ということをどのように感じているのか研究し、佐那河内村のこれからを考える架け橋になればいいと思っています。笑顔をモットーに頑張っていきたいと思っていますので、ご協力していただけると幸いであります。半年間という短い期間ではありますが、よろしくお願ひいたします！



中尾隼人（徳島大学大学院）

私の研究は、今後、佐那河内がより良い村になるように計画的な土地利用計画を考えるというものです。

10年後、100年後の佐那河内村が活気溢れる美しい村になるように一生懸命頑張りますのでご協力をよろしくお願ひいたします!!



村の話題

6/20
(金)

じゃがいもほり

10人の保育所5歳児の子どもたちが小学1年生13人と一緒に、じゃがいもほりをしました。

大きい、中くらい、小さいじゃがいもがたくさんとれ、豊作でした。

その後、保育所でクッキング。塩ゆでにして頂きました。ホクホクのじゃがいも、おいしかったね。



「キタアカリ」という
じゃがいもだよ

6/20
(金)

6月誕生会・梅干しづくり

佐那河内村老人会・芸能部11人の会員さんと保育所児童で梅干し作りをしました。

今年は「梅干し」「はちみつ梅」のほかに新しく「黒糖梅シロップ」作りに挑戦しました。

梅の甘い香りに包まれる中、おじいちゃん・おばあちゃんに教えてもらいながら、梅干し作りを楽しみながら交流しました。



6/25
(水)

さつまいも苗差し



すずらん会の会員さんと友愛会の会員さん17人のおじいちゃん、おばあちゃんたちと一緒にサツマイモの苗差しをしました。1本ずつ丁寧に教えてもらい50本の苗がきれいに並びました。

お日様が強かったので、仁井田の山川さんが、日よけの資材を持って来てくれました。

涼しそうなさつまいものお家ができました。

秋の収穫が楽しみです。

6/29
(日)

大川原アジサイ園草刈り作業を行いました



アジサイの見頃に向け、恒例の公民館主催草刈り作業を行いました。

当日は、約50人の参加をいただき、ヒルトップハウス周辺を中心に作業を行いました。

村の誇れる観光地の一つとして、例年たくさんの方々のボランティアの協力をいただき、アジサイ園は整備されています。

今年もたくさんのお客さんが楽しまるために作業を行っています。

ご参加いただいた皆さん、ありがとうございました。

7/7
(月)

七夕誕生会

今年は、あいにくの曇り空、このまま雨が降りませんように…。
願い事を短冊にかきました。

- ☆ 交通事故をしないように…
- ☆ 大きくなったらケーキ屋さんになれますように…
- ☆ サッカーがうまくなれますように…
- ☆ 阪神でホームランがうこますように…

7月は、府能地区老人クラブ8人が来所してくれました。
大きな笹、変わり七夕飾りをたくさん作ってもらってきてく
れました。

子どもたちは、おじいちゃん、おばあちゃんたちに手伝つ
てもらいながら、短冊をつるしました。

80歳、90歳のおばあちゃんたちの器用さをじっと見ている
子どももいました。

- ☆ おじいちゃん、おばあちゃんいつまでも元気でいてね。
～59人の子どもたちより～



農地の賃借料情報について

平成25年1月から平成25年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり／平成26年4月1日現在）は、つきのとおりとなっています。

1 田（水稻）の部

締結（公告）された地域名	権利の種類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域	基盤整備地域 賃貸借	15,100円	20,000円	6,100円	20
	使用貸借				2
	未整備地域 賃貸借	15,000円	20,000円	7,000円	10
					3

2 田（水稻以外）の部

締結（公告）された地域名	権利の種類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域	賃貸借	12,300円	17,500円	6,100円	16
	使用貸借				4

3 畑（普通畠）の部

締結（公告）された地域名	権利の種類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域	賃貸借				0
	使用貸借				0

4 畑（樹園地）の部

締結（公告）された地域名	権利の種類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域	賃貸借	14,500円	16,000円	10,000円	10
	使用貸借				21

※使用賃借……無償での貸借

- * 1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- * 2 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、30kg当たり7,000円に換算しています。
- * 3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- * 4 施設（ハウスなど）の賃借料は含まない。

農地の 借り手・受け手 を募集しています

○農地を貸したい人（出し手）

- ・果樹・野菜の栽培を野菜だけにしたい人
- ・経営規模を縮小したい人
- ・農地を相続された人

など

借りたい

貸したい

○農地を借りたい人（受け手）

- ・規模拡大のために農地を借りたい人
- ・農地を探している人

など

農地の出し手・受け手について徳島県農業開発公社（徳島県農地中間管理機構）が募集しています。

（募集期間：平成26年7月1日(火)～平成26年8月29日(金)）

受付は産業環境課および農地中間管理機構（受け手のみ）でも行っております。

募集後、貸し借りの相手方が見つかった場合、貸借の条件を話し合う場を設定し、
借受・貸付を行います。

中間管理
事業利用
イメージ



ほか、農地に関する相談があれば、農業委員会へお問い合わせください。

お問い合わせ先：産業環境課、農業委員会

農業を始めたい人を 青年就農給付金 で支援します

種類および内容

準備型

就農に向けて、県農業大学校、先進農家などにおいて研修受ける人に、年間150万円を給付します。(最長2年間)

経営開始型

経営リスクを負って新規就農する人に、年間150万円を給付します。(最長5年間)

※「青年就農給付金(経営開始型)」の給付を受けるためには「経営開始計画」の申請をする必要があります。

詳しくは、産業環境課までお問い合わせください。
※申請受付期間 平成26年7月30日(火)～8月30日(土)

主な要件

準備型

- ① 研修終了後に独立・自営就農または雇用就農を目指すこと(就農しない場合、返還あり)
- ② 県が認める研修機関・先進農家などで、概ね1年かつ概ね1,200時間以上研修すること

経営開始型

- ① 独立・自営就農であること
- ② 農業経営を開始して5年後までに農業で生計が成り立つ計画であり、かつ、計画の達成が実現可能であると見込まれること
- ③ 村が作成する「人・農地プラン」に「今後中心となる経営体」として位置付けられること

農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか？

サラリーマンには国民年金の上乗せ年金として「厚生年金」があります。農業者の場合には、厚生年金の代わりに「農業者年金」があります。農業者なら広くご加入いただけます。

農業者年金のメリット

- 積立方式・確定拠出型の安定した年金制度！
- 終身年金で80歳までの保証付き！
- 支払った保険料は全額社会保険料控除！
- 一定の要件を満たす人の保険料に国庫補助！

老後生活は、こんなに長い

65歳からの平均余命は、…



保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必 要 な 要 件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	——

老後生活は、こんなにお金がかかる

夫婦2人の場合

老後の家計費
年間：280万円 国民年金だけでは…
年間：158万円



年間：122万円(1か月あたり約10万円) 不足

詳しくは、産業環境課内農業委員会事務局までお問い合わせください。

熱中症～思い当たることはありますか？～

熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です

こまめに水分を取っていますか？

- ✗ のどの渇きを感じない
- ✗ 夜中にトイレに行くのが面倒だ

高齢者は、加齢によりのどの渇きに対する感覚が鈍くなります。このため、のどの渇きを感じなくてもこまめに水分補給をする必要があります。

また、体に必要な水分の補給を我慢することは、特に危険です。



熱中症患者のおよそ半数は高齢者（65歳以上）です

暑さに強いから大丈夫？

- ✗ 暑さをあまり感じない
- ✗ 汗をあまりかかない

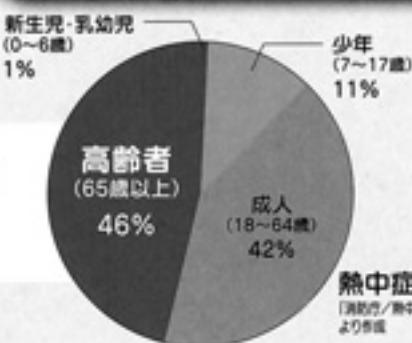
高齢者は、暑さに対する感覚が鈍くなり、発汗など体から熱を逃がす機能も低下します。暑い日は無理をしない、室内でも温度計を置き、部屋の温度が上がりすぎていないか確認するなど注意しましょう。



エアコンを上手に使っていますか？

- ✗ エアコンは体が冷えるから嫌だ
- ✗ エアコン等が使えない

エアコンや扇風機は、温度設定に気を付けたり、体に直接あたらないよう風向きを調整するなど工夫をすると、体が冷えすぎず、快適に使うことができます。これらが使えない場合は、シャワーや冷たいタオルでも、体を冷やす効果があります。



熱中症患者の年齢別割合
「消防庁／熱中症による救急搬送者の状況 2010年」
より作成

部屋の中なら大丈夫？

- ✗ 部屋の中では熱中症対策をしていない
- ✗ 夜は特に注意していない

熱中症は、室内や夜間でも多く発生しています。すだれやカーテンで直射日光を遮る、換気をして屋外の涼しい空気を入れる、必要に応じてエアコン等を使用するなど、部屋に熱がこもらないように、常に心掛けましょう。



節電 アクション

夏季の節電・省エネルギー対策について ～節電へのご協力をお願いします～

今夏の電力需給は、東日本から電力融通を行わないと中部及び西日本全体で予備率3%を確保できないなど昨夏よりも大変厳しい状況です。四国電力管内においては、安定供給に最低限必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しですが、大規模な発電所のトラブルが発生した場合、安定供給が出来ない可能性が懸念されていますので、7月1日から9月30日までの平日（8月13日～15日を除く）、9：00～20：00までの間、節電※へのご協力をお願いします。

※数値目標は設定しておりません。節電をお願いする期間・時間帯において、無理のない範囲での節電をお願いします。

節電メニュー（例）

〈空調〉

- ・室温28℃を心がける。（設定温度+2℃の場合節電効果10%）
- ・エアコン使用時に“すだれ”や“よしづ”などで窓からの日差しを和らげる。（節電効果10%）
- ・無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する。（節電効果50%）
※熱中症にご注意下さい。適切な室温管理や水分補給に注意し、無理のない範囲でご協力下さい。

〈冷蔵庫〉

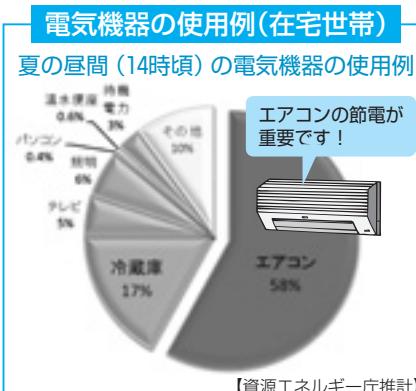
- ・設定温度を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込み過ぎないようにする。（節電効果2%）

〈照 明〉

- ・日中は不要な照明を消す。（節電効果5%）
- ・照明器具を購入するときは、省エネ型の電球形蛍光ランプやLED電球などを選択する。

〈電力消費機器〉

- ・テレビを省エネモードに設定し、画面の輝度を下げ、不要な時は消す。（節電効果2%）
- ・リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切る。長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜く。（節電効果2%）
- ・消費電力が大きい電気製品の日中（13：00～16：00）の使用をできるだけ避ける。
例）アイロン、電気ポット、電子レンジ、食器洗い機、洗濯乾燥機、掃除機など。



◎節電メニューなど、節電に関する情報を掲載しています!!

四国経済産業局

検索

今夏の電力需給対策

<http://www.shikoku.meti.go.jp/>

◎「家庭の省エネ大辞典」を活用し、より一層の省エネを実践しましょう!!

家庭の省エネ大辞典

検索

<http://www.eccj.or.jp/dict/index.html>

◎政府の節電ポータルサイト「節電.go.jp」もご覧ください。

節電.go.jp

検索

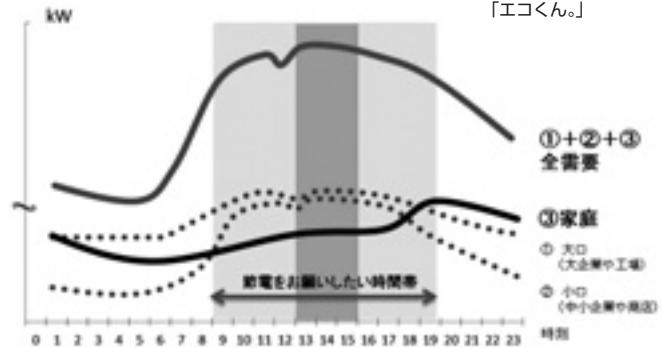
<http://setsuden.go.jp/>

13時～16時の節電
が特に重要です！



環境キャラクター
「エコくん。」

〈夏の昼間の電力使用の特徴〉



トリオ DE 協力隊



宗像 正章

地域おこし協力隊

(むねかたまさあき)

親子でトコトコ

みなさん、こんにちは、宗像です。暑くなってしまったね。汗がふき出す陽気になると、稻はたくましく育ち、大川原高原のアジサイは美しく咲きそろい、夏の本格化を伝えてくれます。早朝から道路を走り回る軽トラの音に、みなさんのさりげない季節とのつき合い方を教わり、まねする今日この頃です。

さて、6月28日と29日に、里山体験ということで、大阪市西成区などから親子17人を当村に招きました。西成区に対しては、イベントに野菜を販売するなど、かねてから親交があり、今回は実際に産地を訪れ、風景や空気に触れようという企画でした。

みなさんにとって、当たり前で、ありふれた、いつも横に流れていく風景、それが、都会の住人にとっては、新鮮で、驚きや感動を呼ぶ喜びのタネになります。指導は村の諸先輩たちに任せ、私も一緒に遊ぶような立場になり、改めて佐那河内村の景色の美しさと生き物の多様さを味わうことができました。

田植え、泥んこ遊び、棚田の散策、大川原高原の観光などが主な内容でした。人気が高かったのは、泥の感触、虫たちとのふれあい、牛やヤギの観察だったでしょうか。特に、生き物への感度は高かったようです。力エルに触ったり、ヤギをなでたりと、直接の感触に、歓声が上がっていました。中には、ゴマダラカミキリムシを捕獲する頼もしい子もいました。



笑いまくる田植え

それにしても、子どもたちの元気なこと。明るさに染まり、はしゃぎまわる様子の楽しさに、こちらもつられ、笑顔をたたえていました。好奇心旺盛だと、新しいことには、刺激と魅力がつまっているのでしょうか。私も幼き日やサファリ体験を懐かしく思い返しながら、笑いの渦に身を浸しました。

願うのは、この家族たちが、今後も佐那河内村に興味を持ち、再び訪れてもらうこと。この家族や当村のファンのために、ぜひ農家民宿を開設したいですね。ちなみに表題の「親子でトコトコ」は、今回の企画の名称に由来します。

初めての田植え体験

こんにちは、植松里奈です！

佐那河内村ではみなさんお米を作られていますが、私にとって本格的な田植えは初体験でした。田植機での作業は慎重にやらなければならないので難しかったけど、下を見ればおたまじやくしに力エルにイモリ、周りを見れば穏やかな景色。遊園地に行かなくても、田植機という自然のアトラクションがこんな身近なところにあるなんて！と感動してしまいました。また、古代米は1日掛かりで手植えをしたのですが、翌朝身体中が筋肉痛で思うように動けずびっくり。昔は全部手植えをしていたなんて、考えるだけでも大変なことだなあと、体験して改めて感じることができました。

他にも、今まで自分が当たり前のように食べていた野菜やお米やお肉がどれだけひとつひとつ手間暇かけて大事に育てられているのかを、農作業のお手伝いや活動を通して身に染みて体験させていただいています。恥ずかしながら、今まで『いただきます』と『ごちそうさまでした』という言葉の意味をわかっているようでわかつていなかつた私でしたが、今は本当の意味で感謝の気持ちを込めて言えるようになりました。これからもさまざまな経験をさせていただく中で自分自身も見つめ直していけたらいいなと思います。



植松里奈

縁のふるさと協力

今期は対前年比 200% 人員増の大幅拡充。
紙面を刷新し、協力隊だよりをお届けします。



梅北衣江

地域おこし協力隊

(うめきたきぬえ)

佐那河内の野菜は日本一 !!

こんにちは、梅北です。暑さが日ごとに加わってまいりましたが皆さまいかがお過ごしですか?

いくら夏好きの私でも日中の強い陽射しには参ってしまいそうですが、その後まるごガーデン（私の住居敷地内の畠です）では作物がどんどん育ち初の収穫を迎きました。

自分で作り、食す。小さな畠のさやかな収穫ですが今までに味わったことのない何とも言えない幸せな気持ちになります。それと同時においしい作物を育てる難しさ、農家の皆さんへの努力や苦労を考えるようになりました。

村の人からも野菜をたくさんいただくのですがより一層味わって食べるようになり、私を元気してくれる佐那河内の野菜は日本一です !!

そんな中いただいた丸田の亘 隆恵さんの玉ねぎ !! (左上の写真)

玉ねぎが大きいのか私の頭が小さいのか一体どちらなのでしょうか !?

アドバイスをくださる皆さん、いつもありがとうございます。

今月は中辺常会とカトレア会共催の「昔・なつかし・端午の節句」での餅つきや子どもたちとの昔あそび「ふれあい昼食会」では民生委員・児童委員さんと一緒に料理を作り村の人ともたくさんお話ができました。お菓子作りにも参加させていただき今月は作って食べて交流する活動が多く、毎日お腹いっぱいでした♪ (笑)

あと、古代米復活プロジェクトの神事ではみどりの協力隊の植松さんと早乙女姿で田植えをしました。たくさんの取材でとても緊張しましたが良い経験が出来ました !!



畠



西村さん柿



古代米田植え



古代米田植え式二人



早乙女さんに変身



早乙女さんで田植え中



初めてのリース作り



田植え頑張りました!



アトラクション
自然の中
体験中



古代米の粉まきをしました



こんにゃく作りの様子

平成26年度

職員採用試験案内

試験日 平成26年9月21日(日)

申込受付期間 平成26年7月22日(火)～平成26年8月5日(火)

1 試験区分、採用予定人員および職務の内容

試験区分	採用予定人員	職務の内容
土木(高等学校卒業程度)	若干名	土木技師の業務に従事します。

2 受験資格

試験区分	受験資格
土木(高等学校卒業程度)	昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人。

※「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人
 - ア 成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む)
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの
 - ウ 当初において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

3 試験の日時及び試験場

区分	試験日時	試験場
第1次試験	平成26年9月21日(日) 10時00分から	徳島文理大学 9号館 人間生活学部棟
第2次試験	平成26年11月以降(日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。)	

4 試験の方法及び内容

区分	試験種目	試験区分	時間	方法及び内容
第1次試験	教養試験	土木	10時00分から 12時00分まで	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の択一式による筆記試験を行います。
	専門試験		13時00分から 14時30分まで	専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。出題分野(数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工)

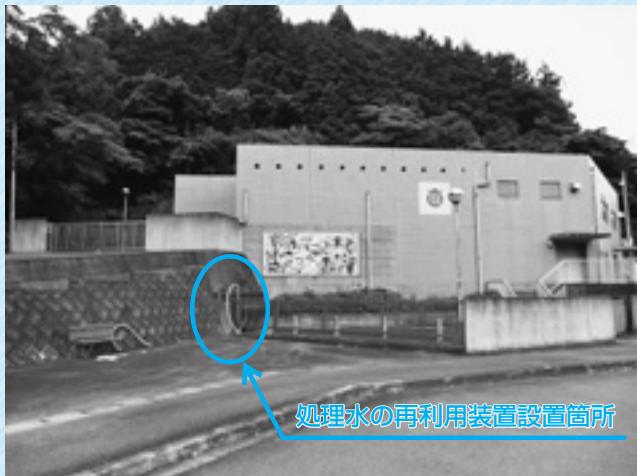
区分	試験種目	試験区分	方法及び内容
第2次試験	論文試験	土木	公務員として必要な一般的な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力などを有するかどうかを見るための試験を行います。
	口述試験		主として人柄、性格などをみるため、個別面接を行います。

※受験申込書は、総務企画課にあります。村ホームページからもダウンロードできます。

お問い合わせ先 総務企画課

農業集落排水施設 处理水の再利用について

(防除用、すだちの灌漑用などにご利用ください。)



農業集落排水事業は農村地域を対象に、農業用水の水質保全と生活環境の改善を図るとともに、河川などの公共用水域の水質保全に役立たせるため、し尿や生活雑排水の処理を行っています。

この事業では、処理された水を農業用水として再利用することも事業目的の1つとなっていることから、今回宮前処理施設の処理水を再利用できる装置を試験的に設置しました。

処理水の水質に関しては、毎月水質検査を実施し水質管理は万全です。

渇水対策の一環としても考えています。水質管理を徹底し安心して使用いただけるよう努力しますので、ご利用をよろしくお願いします。

❖ 処理水の利用方法などについて

処理水の利用用途	住民に準備いただくもの	日当り提供可能水量 (m ³ /日)	提供可能時間
雑用水、樹木散水 農業用水（果樹に限る）	ポリタンクなど、容器	120～140	制限なし

❖ 処理水の水質について

平成25年度 4月～平成26年度 3月 平均

項目	PH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)
検査値	7.3	1.7	5.8	3.3	5.7	1.9

❖ 処理水の取水方法について



① 施設の設備状況

② 給水用バルブを開けます

③ 備え付けのホースから持参したタンクに給水してください

領収証やレシートに係る印紙税について

平成26年4月1日以降に作成される 「領収証」などに係る印紙税は5万円未満非課税

事業者が作成する領収証やレシートなどの「金銭または有価証券の受取書」について、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税でしたが、平成26年4月1日以降、記載金額が5万円未満のものについて非課税となりました。

なお、領収証などの記載金額について、例1及び例2のとおり「消費税額などの金額が明らかである場合」は、消費税額などの金額を「領収証」の記載金額に含めないこととなります。

○ 「消費税額などの金額が明らかである場合」の具体例

(例1)	領収証
○○商事様	(印紙不要)
¥ 53,460 -	
但 消費税及び地方消費税3,960円を含む	
平成26年6月1日	
上記金額を領収しました	
△△商事	

(例2)	領収証
○○商事様	(印紙不要)
¥ 53,460 -	
但 税抜金額 49,500円	
平成26年6月1日	
上記金額を領収しました	
△△商事	

※ いずれも記載金額は49,500円となります。

○ 「消費税額などの金額が明らかである場合」に該当しない具体例

(例3)	領収証
○○商事様	印紙 200円
¥ 53,460 -	
但 消費税及び地方消費税込み	
平成26年6月1日	
上記金額を領収しました	
△△商事	

(例4)	領収証
○○商事様	印紙 200円
¥ 53,460 -	
但 消費税及び地方消費税8%含む	
平成26年6月1日	
上記金額を領収しました	
△△商事	

※ 例3及び例4は、消費税額などを意味する文言のみが記載され、消費税額などが具体的に記載されていません。いずれも「消費税額などの金額が明らかである場合」には該当しませんので、記載金額は53,460円と判定されます。

印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となつた文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。なお、詳しくは最寄りの税務署にお尋ねいただくか国税庁ホームページをご覧ください。
【国税庁ホームページ www.nta.go.jp】

こくねんニュース

障害基礎年金などを受けている人の現況届について

20歳前の障害による障害基礎年金、障害福祉年金から切り替わった障害基礎年金、母子・準母子福祉年金から切り替わった遺族基礎年金を受けている人は、毎年7月が「現況届」の提出月です。

「現況届」とは、引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するための大変な届です。7月初旬に年金事務所から現況届が送られてきますので、同封の説明書をよくお読みのうえ必要事項を記入し、役場国民年金担当窓口へ7月末までに提出してください。

なお、「現況届」が提出されない場合や、所得の審査ができない場合には、年金の支払いが一時停止することがありますのでご注意ください。

※障害状態が引き続き障害等級に該当するか確認を必要とする人は、診断書の用紙を一緒にお送りしています。医師の診断を受けていただき、現況届(障害の状態によってはレントゲンフィルム・心電図)と一緒に提出してください。

※加算対象者のいる人については、加算額を引き続き受けるために、生計維持関係の証明をしていただく必要があります。

※平成26年1月2日以降に他市町村から転入した人は、平成26年1月1日現在、住民票がある市町村にて平成25年分の所得に関する証明を添付してください。

※他の公的年金・恩給などを受けている人は、同封されている「支給停止額変更届」を記入のうえ、直近の「年金額改定通知書」の写を添えて提出してください。また、新たに他の公的年金を受けられるようになった人は、「支給停止事由該当届」をご提出してください。

国民年金保険料免除などの申請について

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

手続きは、役場国民年金担当窓口へ申請することになります。

申請書は、年金事務所または役場国民年金担当窓口に備え付けてあります。

平成26年度の免除などの受付は平成26年7月1日から開始され、平成26年7月から平成27年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

ただし、平成26年4月より、申請時点の2年1ヵ月前の月分まで、免除を申請できるようになりました。

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある人は、年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ先●徳島南年金事務所 電話：652-1511 〒770-8054 徳島市山城西4-45

児童扶養手当を受給している皆さまへ

現況届

児童扶養手当の受給資格者は、**毎年8月1日から8月31日まで**に現況届を添付書類や証書とともに、提出する必要があります。

対象となる人には毎年7月下旬ごろにお知らせを送付しますので、手続きをお願いします。この届出によって手当の受給資格があるかどうかを審査し、手当額の決定を行います。

届出がないと、手当を受けることができません。また、期限を過ぎて提出されると手当の支給が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

現況届を2年間続けて提出されない場合、手当を受ける資格がなくなってしまいます。

なお、一部支給停止適用除外事由に該当する間は、毎年、現況届の際に、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書を証明書類とともに提出してください。

手当額の一部支給停止について

手当の支給開始月から5年または支給要件に該当した月から7年を経過したときは、手当額の一部支給停止の対象となります。(なお、受給資格者が父の場合は、平成22年8月1日以降の支給開始月などから起算されます。)ただし、就労している人、就職活動をしている人、自立に向けた職業訓練のための学校に通学中の人など、就労意欲があり自立に向けての努力をしている人、あるいは障害などがあり就労できない理由がある人については、手続きをしていただいた上で、従来どおりの支給となります。

対象となる人には**6月下旬**にお知らせを送付していますので、現況届と併せて手続きをお願いします。

対象者

次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童）を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父または養育者が受給できます。

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が政令で定める障害のある児童
- (4) 父または母が生死不明な児童
- (5) 父または母が1年以上遺棄している児童
- (6) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (7) 父または母が1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (9) 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

ただし、上記の場合でも、請求者(母、父または養育者)が公的年金（老齢福祉年金を除く）、遺族補償を受けることができるときは手当を受給できません。詳しくは、住民税務課までお問い合わせください。

*上記の資格要件にあてはまる人は、住民税務課まで申請をしてください。

児童扶養手当の額

手当の額は、請求者または配偶者及び扶養義務者（同居している請求者の父母兄弟姉妹など）の前年の所得（1月～6月の間に不備のない請求書を提出される場合は前々年の所得）によって決まります。

所得制限限度額以上の所得がある場合は、資格認定されても手当は支給されません。詳しくは、住民税務課までお問い合わせください。

手当月額（平成26年4月から）

児童1人の場合 全部支給	41,020円
一部支給	41,010円～9,680円
2人目の場合	5,000円加算
3人目以降1人につき	3,000円加算

手当月額の計算式

一部支給は所得に応じて月額41,010円から9,680円まで10円きざみの額です。具体的には次の算式により計算します。

$$\text{手当月額} = 41,010\text{円} - ((\text{受給者の所得額} - \text{所得制限限度額}) \times 0.0181098)$$

※左記{}内の部分の額については、10円未満四捨五入

(注1) 計算の基礎となる41,010円は、固定された金額ではなく、物価変動などの要因により改正される場合があります。

(注2) 受給者の所得額とは、収入から、給与所得控除などの控除を行い、養育費の8割相当額を加算した額です。

(注3) 所得制限限度額は本人（母、父または養育者）の「全部支給の所得制限限度額」の金額であり、扶養親族などの数に応じて額が変わります。

(注4) 0.0181098は、固定された係数ではなく、物価変動などの要因により、改正される場合があります。

お問い合わせ・申請先 住民税務課

※提出する書類は受給者によって異なります。ご不明な点は住民税務課までお問い合わせください。

特別児童扶養手当を受給している皆さまへ

現況届（所得状況届）

特別児童扶養手当を受給されている人（支給停止中の人も含みます。）は、手当の支給要件を確認するために、毎年8月11日から9月10日の期間中に現況届（所得状況届）の提出が必要となります。対象となる人には毎年7月下旬から8月初めごろにお知らせを送付しますので、手続きをお願いします。現況届の提出が遅れたり提出がなかったときは、手当が遅れたりもらえなくなることがありますので、ご注意ください。

対象者

政令に規定する障がいの状態にある20歳未満の児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか一人）、または父母にかわって児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持）している人

ただし、次のいずれかに該当する場合は対

象外となります。

- ・児童または手当の支給を受けようとする人が日本国内に住んでいないとき
- ・児童が施設に入所しているとき
- ・児童が障がいを支給事由とする公的年金を受け取ることができるとき

支給額

児童1人につき月額

1級：49,900円

2級：33,230円（平成26年4月分から）

※上記支給額は、固定された金額ではありません。物価変動などの要因により、改正される場合があります。

※所得制限限度額を超えるときは支給されません。詳しくは、住民税務課にお問い合わせいただけたが、厚生労働省のホームページ（特別児童扶養手当の所得制限額）をご参照ください。

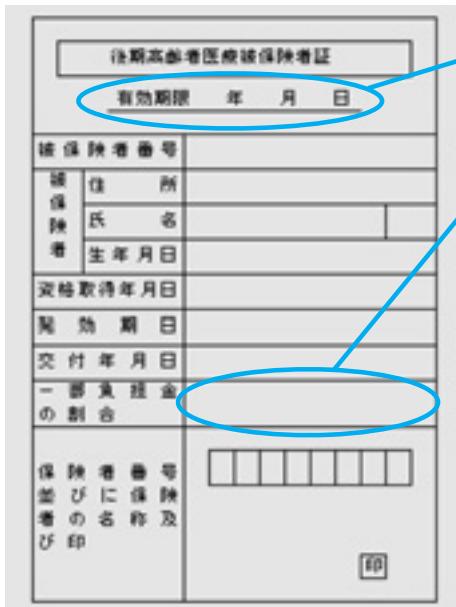
お問い合わせ・申請先 住民税務課

▶▶▶ 後期高齢者医療制度からのお知らせ ◀◀◀

8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている人には、有効期限が「平成26年7月31日」となっているむらさき色の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。

7月中に健康福祉課から、有効期限 平成27年7月31日と記載された新しい被保険者証【濃いクリーム色(黄色)】をお届けします。8月1日以降は古い被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。(保険証は、台紙から切り取って使用していただくようになっています。)



※ご確認ください!

【有効期限】

新しい被保険者証の有効期限

平成27年7月31日

【一部負担金の割合】

平成26年8月1日から平成27年7月31日までの一部負担金の割合（1割または3割）は、平成25年中の所得に基づき、改めて判定します。

1割負担となる人

同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満

3割負担となる人

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は1割(要申請) 383万円以上は3割(※)	520万円未満は1割(要申請) 520万円以上は3割

※ 70歳以上75歳未満の人がいる場合、その人との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割(要申請)

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(薄い紫色)をお持ちの人へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が「平成26年7月31日」となっています。

平成25年度の認定証をお持ちの人で平成26年度住民税非課税世帯の人には、7月末までに「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお届けします。更新申請書の提出は必要ありません。

認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の人で「過去12か月で90日を超える入院」をされた人は、健康福祉課に申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。

臓器提供の意思表示にご協力ください

新しい被保険者証（有効期限平成27年7月31日）の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。

これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。

臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。臓器提供についてよく考え、家族と話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

臓器提供意思表示欄記入後に、「個人情報保護シール」をはり付けることにより、記入内容を他の人に知られないようにすることができます。このシールは被保険者証同封パンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」に付いています。

記入する場合は、ボールペンなどの消えないペンを使用してください。

お問い合わせ先 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 電話677-3666

平成26年度 がん検診及び特定健診（国保）のお知らせ

平成26年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診をご希望される人は、事前予約が必要です。各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健係までお申し込みください。なお、がん検診は村に住民登録のある人で、下記対象者に該当する人であれば受診できます。

●がん検診日程及び場所

検 診 日 程	検 診 場 所	受 付 時 間
平成26年9月6日（土） 【申込み期限：8月15日（金）】	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構	10：00～11：30 婦人科検診は11：00～11：30
平成26年10月4日（土） 【申込み期限：9月12日（金）】	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構	10：00～11：30 婦人科検診は11：00～11：30
平成26年11月1日（土） 【申込み期限：10月10日（金）】	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構	10：00～11：30 婦人科検診は11：00～11：30
平成26年12月5日（金） 【申込み期限：11月14日（金）】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくとも受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター	8：30～11：00 婦人科及び骨密度検査は13：00～13：30 〔※ただし、乳がん検診は、午前中も受付します。〕

※ 6月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、オプション項目【頸部エコー検査：負担金3,240円・腹部エコー検査：負担金4,900円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※12月の農振センターで行うがん検診で、完全予約制、先着20人限定でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金8,140円】検査ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

●がん検診内容及び負担金

検 診 内 容	対 象 者	負担金
胃がん検診	40歳以上の村民	500円
肺がん検診	40歳以上の村民（65歳以上の方は結核検診を含みます）	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウィルス検査	① 平成26年度において満40歳となる村民（昭和49年4月1日～昭和50年3月31日生まれの人） ② 平成14年度から平成25年度までの間に、肝炎ウィルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
（婦人科検診） 子宮がん検診	20歳以上の村民（女性のみ） ※ 2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成25年度に受診された人は、平成27年度に検診を受けてくださいようお願いします。）	400円
（婦人科検診） 乳がん検診	40歳以上の村民（女性のみ） ※ 2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成25年度に受診された人は、平成27年度に検診を受けてくださいようお願いします。） ※ 12月5日（金）は、午前中も受付します。	1,000円

※生活保護受給者は、負担金は無料です。

※12月5日（金）の村内で行う検診では、歯科健診・口腔がん検診も行います。歯科健診及び口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。なお、6月に行われる特定健診については、受診券が手元に届いていませんので、国民健康保険証と負担金1,000円を持参してください。

国保 脳ドック について

対 象 者	村の国民健康保険加入者で30歳～74歳までの 人（ただし、2年に1回の受診となります。平成25年度に受診された人は、受診できません。）
期 間	平成26年7月1日～平成26年12月中旬頃まで
受 診 場 所	協立病院・田岡病院
負 担 金	3,000円

※受診を希望される人は、健康福祉課国保係までお申込みください。

※脳ドックと特定健診を同時に受診することもできます。同時に受診される場合は、負担金に特定健診分1,000円がプラスされます。

共に歩む社会をめざして

国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」は、国民ひとりひとりがそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的に取り組むことによりはじめて実現できるものです。

私たちの生活の中では、障がいについて知らないために、結果的に障がいのある人に不自由や不快な思いをさせてしまうことがあると思います。

- 障がいは、決して一部の人たちだけの問題ではありません。（身体障害の半数は、18歳から64歳の間の病気や事故によるもの。うつと診断されるのは国民15人に1人）
- 外見では分からぬ障がいもあります。（聴覚障がいや内臓障がい、精神障がいや発達障がいなど）
- 障がいは多種多様で同じ障がいでも一律ではありません。（障がいの程度や、障がいが生じた時期による違い）
- 障がいによる不便はあっても周囲の理解や配慮があれば出来ることが多くあります。（地域での自立した生活・就労など）

障がいについて理解し、日常生活や事業活動の中での配慮や工夫をしてみることにより、障がいのある人の社会参加や就労の機会は随分と広がることになるのです。そのような「心の身だしなみ」を身につけた生活について、私たちひとりひとりができる事を考えてみませんか。

（内閣府意識啓発「身につけよう心の身だしなみ」より）

佐那河内村人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

さなごうちスポーツクラブ案内

8月

〈農振センター〉
2階和室

アロマヨガ
20:00~21:00

〈村民体育館〉

卓球
19:30~21:00
※バドミントン
20:00~22:00

*印の種目は活動費が必要です。

- ・ジュニアスポーツ教室は別途案内します。
- ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。

●お問い合わせ●

さなごうちスポーツクラブ事務局（教育委員会内）
☎679-2817 IP 5006

日	月	火	水	木	金	土
					1 バドミントン	2
3 アロマヨガ	4	5 卓球	6	7	8 バドミントン	9
10 アロマヨガ	11	12 卓球	13	14	15 バドミントン	16
17 アロマヨガ	18	19 卓球	20	21	22 バドミントン	23
24 アロマヨガ	25	26	27	28	29 バドミントン	30
31						

それぞれの思いを胸に
ひとつの使命に向かって

駐在所だより

mission

平成26年度徳島県警察職員採用試験案内

1 採用試験の実施予定

試験名	受験資格 (年齢は平成27年4月1日現在)	試験案内 申込書 配布開始日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	最終合格発表日
警察官B (男性)	昭和59年4月2日(30歳)から平成9年4月1日(18歳)までに生まれた者。ただし四年制大学などを卒業した者または平成27年3月31日までに卒業する見込みの者を除く。	7月4日(金)	8月7日(木) ～ 8月28日(木)	10月19日(日)	11月中旬	11月下旬
警察官B (女性)						
高等学校 卒業程度 (警察事務)	平成5年4月2日(21歳)から平成9年4月1日(18歳)までに生まれた者。ただし四年制大学などを卒業した者または平成27年3月31日までに卒業する見込みの者を除く。	7月4日(金)	8月7日(木) ～ 8月25日(月)	9月28日(日)	10月下旬	11月中旬

※試験を実施する職種、採用予定人員、試験内容などの詳細については、それぞれの試験案内で確認してください。

※「高等学校卒業程度」とは、試験で必要とする学力の目安であり、学歴を受験資格とするものではありません。

※インターネットによる申込み(電子申請)の受付期間は上記の受付期間より短くなるほか、試験日程については変更される場合がありますので、それぞれの試験案内で確認してください。

2 試験案内・申込書の入手方法

●主な配布場所

警察職員採用試験の試験案内・申込書は、徳島県警察本部1階受付、県内の各警察署及び県庁1階県民サービスセンターなどで配布します。

●インターネットから

試験案内の配布開始日以降、徳島県ホームページ内の「徳島県職員等採用試験情報」試験案内からプリントアウトできます。

●郵便による請求

封筒の表に「○○請求」(例:「警察官B(男性)請求」)と朱書し、送付先を記入した返信用封筒(角形2号、140円切手〔1部請求の場合〕を貼付したもの)を同封の上、徳島県人事委員会事務局にて請求してください。



3 お問い合わせ先

徳島県警察本部警務部警務課人事係

徳島市万代町2丁目5番地1 電話622-3101(代)、621-2953(直通)

HP: <http://www.police.pref.tokushima.jp/>

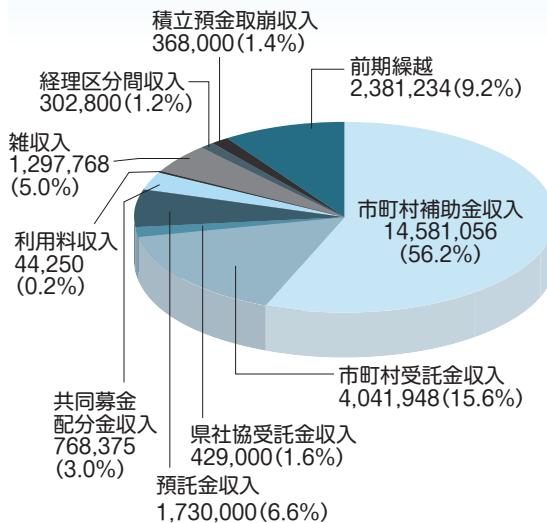
徳島県人事委員会事務局任用課

徳島市万代町1丁目1番地 電話621-3212

HP: <http://www.pref.tokushima.jp/>

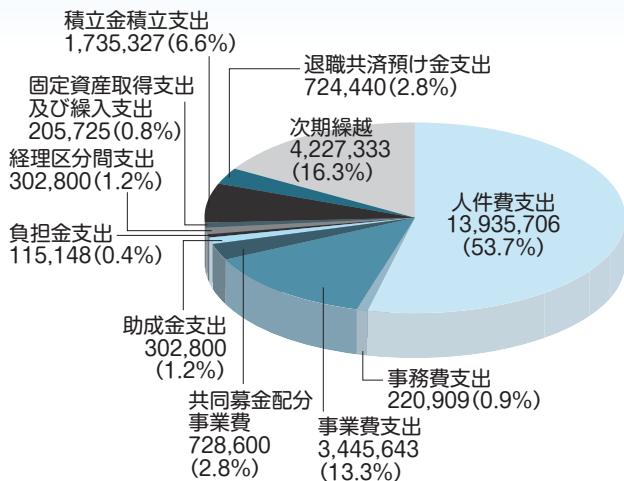
平成25年度・社会福祉協議会決算

歳 入



歳入合計額 25,944,431円

一般会計



歳出合計額 25,944,431円

平成26年3月末 善意銀行残高 24,173,141円

平成25年度 預託件数 37件

歳 出

事業費3,445,643円は次のような事業に使われています。

◎地域福祉を推進するための事業

- ・心配ごと相談に関する事業
開設日 第2第4月曜日（祝日は次の日）
- ・会食サービス事業（年10回 一人暮らし対象）
ふれあい昼食会は、ボランティアによって支えられています。
- ・生活福祉資金に関する事業
- ・年賀状の配布
小中学生がひとり暮らし高齢者の皆さまへ毎年年賀状を送っています。
- ・高齢者大学
- ・高齢者など安全点検事業
- ・男性の料理教室

- ・訪問サービス事業
- ・障害者社会参加事業
障害者が交流し、創作する楽しみ、親睦を深めるために陶芸教室を実施
- ・ボランティア推進
- ・社会福祉大会の開催
- ・日常生活自立支援事業
- ・学童保育
子育て支援事業として平成15年9月から実施
平成25年度 児童数48人登録
延べ児童数 4,262人 開設日数 259日／年間
平成24年度から第1・第3土曜日も開設。
長期休暇中には、いろいろな行事を取り入れています。

献血車がまいります ご協力ください



■日時 平成26年7月25日(金)

☆全血車（400ml 献血のみの受付となります）

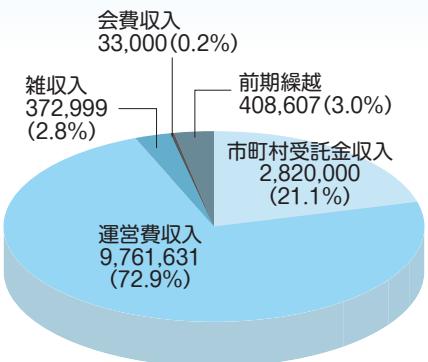
採 血 場 所	献 血 時 間
佐那河内村役場前	9：30～16：30 12：30～13：30 の間は休憩です。

♪献血に使用する器材は全て使い捨てです。病気などの感染の恐れは全くありません。

♪より安全な献血のために、受付時に確認できるもの（免許証・保険証など）の提示をお願いしています。ご理解とご協力をお願いします。

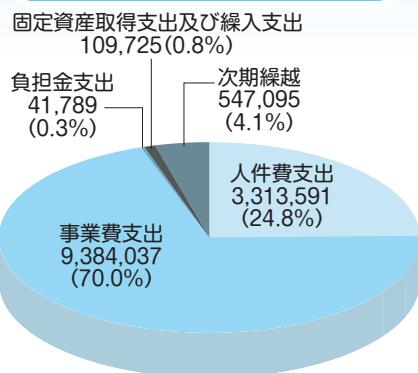
平成25年度 シルバー人材センター決算

歳 入



歳入合計額 13,396,237円

歳 出



歳出合計額 13,396,237円

歳 出

事業費9,384,037円は次のような事業に使われています。

- ・会員への配分金(8,931,434円)
- ・公用車経費
- ・事業に関する経費



シルバー人材センターから事業主やご家庭のみなさんにお知らせ

平成26年6月19日から下記のとおり標準配分表が変わりました。

●シルバー人材センター標準配分表●

職 群	職 种	時給(単位:円)	職 群	職 种	時給(単位:円)	
農 作 業	田植え・稻刈り・耕耘作業	900~1,100(管理機別)	技能作業	庭木など剪定・消毒(動噴)	1,100~1,200(機械代別)	
	消毒(除草剤散布)	1,000~1,200(動噴代別)		大工など修理作業	1,100~1,300	
	スダチ・ミカン・キウイ採り	750~		障子張 1枚	1,200~	
	スダチ・ミカン摘果	750~		バスの運転	1,300	
	柑橘類剪定	1,100~1,200	その 他	ゴミ出し(粗大ゴミなど)	800~(軽トラ代別)	
屋外作業	椎茸採取	750~		家事援助	700~	
	草刈り機使用の除草	1,000~1,100(機械代別)		話し相手 買い物など	700~	
	土木作業・伐採作業	1,100~1,200(機械代別)	各種 使 用 料	種 類	1日(単位:円)	
	除草・清掃(屋内含む)	750~		軽トラ(燃料含む)	1,600	
	庭木剪定	1,100~1,200		チェンソー(燃料含む)	1,600	
	※配分金は作業内容などについて発注者と協議			動 噴(燃料含む)	1,600	
	仕事の発注をお待ちしております。お気軽にお問い合わせください。			草刈り機(燃料含む)	1,600	
	お申込み・お問い合わせ			小型管理機(燃料含む)	1,600	
	佐那河内村シルバー人材センター 社会福祉法人 佐那河内村社会福祉協議会			交通費(発注者との協議の上)	300~400	

●善意銀行だより●

- 一條 和夫様……………金一封
- 酒井 義明様……………金一封

左記の預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を元金とした利子を活用し、地域福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

佐那河内村地域包括支援センターだより

7月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かしたり交流を楽しみましょう。皆さまの参加をお待ちしています。

体操教室ではストレッチや筋力トレーニングを実践。イスを使った運動で自宅でも簡単に取り組めます。気軽にご参加ください。



7月16日(水) いきいき体操教室

桜集会所

13:30~15:30

7月28日(月) いきいき体操教室

農振センター

13:30~15:30

7月29日(火) 健康料理教室

農振センター

10:00~13:00

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内

■ 電話：679-3383

■ 担当：大西・島・佐々木

ありがとうございます。
ふるさと納税!

徳島市在住
水 口 裕 之 さん

篤志によるご寄付を有効に使わせていただき、ふるさとさなごうちの更なる発展を期すとともに、今後とも皆さんからの村への熱き思いを心からお待ちしています。

「ふるさと納税」についての詳しいことは、総務企画課までお問い合わせください。

個人情報に関する内容のため削除しています。

情報ボックス

マークの見方 時…時間 所…場所 対…対象
持…持ち物 問…問い合わせ先

日	曜	行 事 名	とき・ところ	備 考
7/ 16	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時～11：00 所追上駐車場	
		いきいき体操教室	時13：30～15：30 所桜集会所	対 医師から運動制限を受けていない人 持 運動しやすい服装、水筒など
17	木	ふれあい昼食会	時11：00～14：00 所農振センター1階	
18	金	大川原高原バス遠足	時9：15～15：00 所大川原高原	保育所児童3歳児・4歳児・5歳児 40人参加
22	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時11：00～ 所追上駐車場	
23	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時～11：00 所追上駐車場	
27	日	道路愛護会	時8：00～ 所村内	
28	月	心配ごと相談・行政相談 特別相談所	時9：00～12：00 所農振センター1階会議室	
		いきいき体操教室	時13：30～15：30 所農振センター1階会議室	対 医師から運動制限を受けていない人 持 運動しやすい服装、水筒など
29	火	健康料理教室	時10：00～13：00 所農振センター1階会議室	対 健康づくりに关心のある人 持 材料代200円、米1合、エプロン、筆記用具
		可燃ゴミ・古紙などの収集	時11：00～ 所追上駐車場	
30	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時～11：00 所追上駐車場	
		出前科学実験教室	時13：00～15：30	小中学生30人 連絡先 教育委員会
8/ 5	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時11：00～ 所追上駐車場	
6	水	粗大廃棄物・廃家電 可燃ゴミ・古紙など収集	時8：30～11：00 所追上駐車場	
11	月	心配ごと相談・人権擁護相談	時9：00～12：00 所農振センター1階会議室	
13	水	第39回ふるさとづくり 納涼夏まつり	時17：30～21：30 所中央運動公園グラウンド	

ご注意ください

8／12、13はゴミの収集は行っていません。

地域の活性化

佐那河内の外来生物 「オオキンケイギク」

見慣れない花が大川原高原で咲いていました。調べてみると、外来植物と判明しました。花はオオキンケイギクで、5月～7月頃にかけて、鮮やかな黄色の花をつけるようです。(北アメリカ原産。多年生草本。高さは30～70cm程度で、直径5～7cmの橙黄色のコスモスに似た花をつけます。)

最近になって、県下各地の道路端や河原などでよく見かけますが、きれいな花だからといって庭や花壇に植えては絶対にいけません。放置すると、あまりの強靭さに在来種を駆逐してしまうからです。

オオキンケイギクは、日本の生態系に重大な影響をおぼすおそれがある植物として、環境省では平成18年2月に外来生物法による「特定外来生物」に指定され、栽培・運搬・販売・野外に放つこと

などが禁止されています。

他の外来植物に比べ、オオキンケイギクは美しい花であるために人間が積極的に種子を散布することで生育を拡大させています。

これ以上人の手で広げないようにするため、外来生物法によって「生きたまま移動させる」「保管するなどの行為」が禁止されていますから、面倒でも現場付近で枯死させてから処分する(根ごと引き抜き、ビニール袋に詰めて、2～3日天日にさらす)ようお願いします。
(市原)



家族旅行村で咲いたオオキンケイギクの花



シンプルだけど
彩り華やかな

《作り方》

- ①人参は皮ひき器で食べやすい長さ・幅にひく。
- ②ドレッシングを作り、人参と混ぜ合わせて味がなじんだら器に盛り付け、上にパセリのみじん切りをおく。

「もう一品」というときに簡単に作れます

“人参のサラダ”



《材料(4人分)》

人参 100g
パセリ 少々

オリーブ油 大1
レモン汁 大1
(すだち酢にかえても美味)	
塩	... 小1/5
こしょう	さとう
... 各少々	

レモン汁でよく溶かしてオリーブ油を混ぜる

しあわせごはん

ヘルスマイト(食生活改善推進員)のおすすめレシピ

1人当たり
栄養成分

エネルギー
炭水化物

43kcal
4.2g

蛋白質
塩 分

0.3g
0.3g

脂 質

3.1g

No.64